

笛吹市空家等対策庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)」に規定する総合的かつ計画的な空家等対策の具体的な施策の協議検討及び庁内での情報共有並びに具体的解消策の円滑かつ適切な遂行を目的に、笛吹市空家等対策庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内検討委員会は、次に掲げる事項について協議・対応するものとする。

- (1)空家等対策の推進に関する特別措置法に関する業務に関すること。
- (2)既存の空き家、空き地の対策に関すること。
- (3)今後発生が予想される空き家、空き地の対策に関すること。
- (4)その他、空き家、空き地の対策に関すること。

(組織)

第3条 庁内検討委員会は別表に掲げる課の所属職員をもって組織する。

(会議運営)

第4条 まちづくり整備課長は、必要に応じて庁内検討委員会を招集し、その議長となる。

2 まちづくり整備課長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、当該会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 庁内検討委員会の庶務は、まちづくり整備課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営に関し必要な事項は、まちづくり整備課長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月27日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

笛吹市空家等対策庁内検討委員会

	部	課	担 当	備 考
1	総務部	防災危機管理課	消防防災担当	
		税務課	資産税担当	
2	総合政策部	企画課	移住定住担当	
3	市民環境部	戸籍住民課	住民記録担当	
		環境推進課	環境担当	
4	公営企業部	業務課	料金担当	
5	建設部	土木課	建設担当	
		まちづくり整備課	都市整備担当	事務局